柏市老人福祉センター
団体利用の手引き
(陶芸サークル)

対象施設

- 柏寿荘
- 南部老人福祉センター「かたくりの里」
- 沼南老人福祉センター「いこい荘」

令和８年１２月１日改定

（令和９年４月１日～適用）

目次

はじめに ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
1 対象施設 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
2 団体登録 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(1) 登録の要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(2) 団体の区分 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
(3) 利用できるセンター ・・・・・・・・・・・・・・ 1
(4) 登録方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(5) 登録の有効期間 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(6) 登録の更新 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
(7) 登録内容の変更・団体の解散 ・・・・・・・・・・ 2
(8) 登録の取消し ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
3 陶芸室の利用時間 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
4 陶芸室の予約・利用申請 ・・・・・・・・・・・・・ 3
(1) 優先団体 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
(2) 登録団体 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
(3) 一般団体 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
(4) 申請方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
5 陶芸室の利用料金 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
(1) 陶芸室の利用料金 ・・・・・・・・・・・・・・・ 5
(2) 支払時期 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
6 陶芸窯の利用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
(1) 利用できる団体 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
(2) 申込方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
(3) 陶芸窯の利用料金 ・・・・・・・・・・・・・・・ 5
(4) 利用後の報告と支払い ・・・・・・・・・・・・・ 5
7 利用当日の手続き ・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
(1) 個人の入館手続き ・・・・・・・・・・・・・・・ 6
(2) 陶芸室の利用手続き ・・・・・・・・・・・・・・ 6
(3) 利用終了後の手続き ・・・・・・・・・・・・・・ 6
8 利用の中止・使用許可の取消し ・・・・・・・・・・ 6
(1) 利用を中止する場合 ・・・・・・・・・・・・・・ 6

(2) 使用許可の取消し ・・・・・・・・・・・・・・・ 6
9 利用上の注意 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
10 禁止事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
お問い合わせ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8

はじめに

この手引きは，老人福祉センターの陶芸室と陶芸窯を，団体活動のために占有して利用する場合に必要な事項をまとめたものです。

限られた施設・設備を多く方が気持ちよく利用できるよう，施設のルールを守り，施設の事業運営にご協力ください。

1 対象施設

1．柏寿荘

2．南部老人福祉センター「かたくりの里」

3．沼南老人福祉センター「いこい荘」

2 団体登録

(1) 登録の要件

陶芸室・陶芸窯を団体で利用するためには，次の要件を満たす必要があります。

1．団体登録をしていること

2．構成員全員が個人登録をしていること

3．メンバーが５人以上であること

4．老人福祉センターの事業にご理解，ご協力いただける団体であること

5．企業による利用でないこと。

6．陶芸窯を利用する場合は，団体登録の申請受付時までに，メンバーのうち１人以上がセンター主催の陶芸窯利用講習会に参加していること

(2) 団体の区分

団体は，構成員の年齢及びお住まいの地域により，次の３つに区分します。

区分	要件
優先団体	構成員全員が60歳以上で，過半数が柏市民である団体
登録団体	予約申請時に60歳未満の構成員が１人以上おり，構成員の半数以上が柏市民である団体
一般団体	優先団体及び登録団体のいずれにも該当しない団体

※登録団体及び一般団体は，代表者が16歳以上である必要があります。

※構成員の年齢及び居住地は，登録申請時の会員名簿により確認します。

(3) 利用できるセンター

区分	内容
優先団体	優先団体として登録できるのは主な活動拠点となるセンター1箇所のみ 登録したセンター以外では，登録団体として利用可能
登録団体	いずれのセンターも利用可能
一般団体	

(4) 登録方法

次の書類をセンターの窓口へ提出してください。

1. 団体登録申請書

2. 会員名簿

※あわせて団体代表者の住所，氏名及び年齢を確認できる本人確認書類またはその写しを提示してください。

※登録後も，必要に応じて本人確認書類の提示を求めることがあります。

(5) 登録の有効期間

登録した年度の3月31日まで

(6) 登録の更新

翌年度も登録を希望する団体は，申請により更新することができます。

更新日程

手続き	期間
更新申請の受付	12月1日～12月15日まで
登録結果のお知らせ	12月16日～12月28日まで

※更新に必要な書類及び確認書類は，新規登録の場合と同じ。

※新規登録は年間を通して可能。

(7) 登録内容の変更・団体の解散

次の場合は，速やかに「団体（解散・変更）届出書」をセンターの窓口へ提出してください。

1. 団体を解散したとき

2. 団体の代表者を変更したとき

3. 構成員に変更があったとき

4. 団体への入会資格など，登録申請書の記載事項に変更があったとき

5. 団体の区分に変更が生じたとき

※登録時に60歳未満の構成員がいた団体で，構成員全員が60歳以上となった場合は，区分変更の手続きを行ってください。センターから個別に案内は行いません。

※変更内容に応じて，構成員名簿の提出や代表者の本人確認書類またはその写しの提示を求めることがあります。

(8) 登録の取消し

次のいずれかに該当する場合は，団体登録を取り消すことがあります。

1．偽りその他不正な手段により登録を受けたとき

2．暴力行為，迷惑行為などにより施設の運営に支障を及ぼしたとき

3．柏市老人福祉センター条例又は同条例に基づく規則に違反したとき

4．登録内容に変更があったにもかかわらず，届出を行わなかったとき

5．その他，団体登録を継続することが適当でないと認められるとき

3 陶芸室の利用時間

陶芸室の利用時間は次のとおりです。1つの時間帯を「1単位」と数えます。

区分	利用時間	備考
午前	午前10時～午後1時まで	1単位
午後	午後1時～午後4時まで	1単位
夜間	午後4時～午後7時まで	1単位（金曜日・土曜日のみ）

※準備，後片付け及び清掃は，利用時間内に行ってください。

4 陶芸室の予約・利用申請

予約の時期や申請方法は，団体の区分により異なります。

また，センター主催事業等を優先とします。

(1) 優先団体

4月～9月利用分と10月～翌年3月利用分の**年2回に分けて申請受付を行います。**

■4月～9月までの利用分

時期	手続き
12月1日～12月15日まで	「陶芸室利用申請書」の受付期間
12月16日～12月28日まで	利用上限単位数のお知らせ
1月中	「使用許可申請書」の受付期間

■10月～翌年3月までの利用分

時期	手続き
6月1日～6月15日まで	「陶芸室利用申請書」受付期間
6月16日～6月30日まで	利用上限単位数のお知らせ
7月中	「使用許可申請書」の受付期間

※利用できる単位数は，申請した団体の登録人数に応じて配分します。

※お知らせした上限単位数の範囲内で，抽選などにより実際の利用日を決めます。

※利用日が決まりましたら「施設使用許可申請書」を窓口へご提出ください。

※利用日を変更する場合は、関係する団体同士でご相談ください。

※優先団体が登録したセンター以外を利用する場合は，登録団体として申請してください。

(2) 登録団体

優先団体の利用日が決まった後，空いている時間帯を先着順で予約できます。

申込時期	利用できる単位数
利用する月の2か月前の1日から利用日の3日前まで	1か月に14単位まで
利用する月の1か月前の1日から利用日の3日前まで	空きがある場合は，単位数の制限なく追加利用できます

(3) 一般団体

優先団体と登録団体の利用日が決まった後，空いている時間帯を先着順で予約できます。

申込時期	利用できる単位数
利用する月の1か月前の1日から利用日の3日前まで	空きがある場合は，単位数の制限なく追加利用できます

(4) 申請方法

申請は，利用するセンターの窓口でのみ受け付けます。電話やメール，FAXによる申請はできません。開館時間内に「施設使用許可申請書（陶芸室）」を提出してください。

5 陶芸室の利用料金

(1) 陶芸室の利用料金（1単位あたりの金額）

対象施設	優先団体	登録団体	一般団体
柏寿荘	無料	1,010円	2,020円
南部老人福祉センター「かたくりの里」		1,010円	2,020円
沼南老人福祉センター「いこい荘」		400円	800円

(2) 支払時期

利用日当日の施設使用前までにお支払いください。

6 陶芸窯の利用

(1) 利用できる団体

陶芸窯を利用できるのは，次の条件を満たす団体です。

1. 陶芸室の予約があること
2. 団体のメンバーのうち1人以上が，指定管理者主催の陶芸窯利用講習会に参加していること

(2) 申込方法

陶芸室の使用を申し込む際，「施設使用許可申請書（陶芸室）」の陶芸窯利用欄にチェックしてください。

あわせて，次の内容を記入してください。

- 利用する陶芸窯
- 「素焼き」または「本焼き」の別

(3) 陶芸窯の利用料金（1回当たりの金額）

電気式陶芸窯	素焼き	本焼き
20kW	2,150円	3,390円
15kW	1,620円	2,550円
10kW	1,080円	1,700円
7.5kW	800円	1,270円

※陶芸窯の利用料金は，陶芸室の利用料金とは別にかかります。

(4) 利用後の報告と支払い

陶芸窯の利用後は，実際に使用した窯と，素焼き・本焼きの別を報告書に記入し，窓口へご提出ください。また，利用料金はセンターが定める期限までにお支払いください。

7 利用当日の手続き

(1) 個人の入館手続き

団体の構成員は，それぞれ個人として入館手続きを行ってください。

※団体の貸室利用手続きだけでは，入館手続きを行ったことにはなりません。

(2) 陶芸室の利用手続き

団体の当日責任者が，窓口で予約済みの部屋の利用手続きを行ってください。

※当日責任者は，団体の代表者である必要はありません。

(3) 利用終了後の手続き

貸室の利用終了後は，次のことを行ってください。

1．使用した備品を元の位置に戻す。

2．室内を清掃し，原状に戻す。

3．利用に伴って発生したごみを持ち帰る。

4．利用者名，利用人数等を「施設使用報告書」に記入し，窓口へ提出する。

※陶芸窯を利用した場合は、使用した窯と素焼き・本焼きの別を記入してください。

8 利用の中止・使用許可の取消し

(1) 利用を中止する場合

予約した陶芸室や陶芸窯を利用しない場合は，速やかに予約したセンターへ，窓口又は電話で連絡してください。利用しないにもかかわらず中止の連絡をしなかった場合は，今後の貸室利用をお断りことがあります。

※団体の構成員への中止の周知は，団体の責任で行ってください。

(2) 使用許可の取消し

災害，悪天候その他の緊急の事情により，施設の使用が必要となった場合は，センターが使用許可を取り消すことがあります。

※団体の構成員への取消しの周知は，団体の責任で行ってください。

9 利用上の注意

皆さまが安心して利用できるよう，次のことにご協力ください。

1．講習会で案内された使用方法を守ってください。

2．申請・許可された陶芸室と陶芸窯を通常の陶芸焼成方法でご利用ください。

3．藁焼き，炭焼き，その他の可燃物を窯内に入れて燃焼・加熱する焼成方法

は行わないでください。発煙，臭気，すすの発生，火災その他の事故につながるおそれがあるほか，窯本体や熱線，センサー，排気設備等を損傷する可能性があります。

4．異常や不具合に気付いた場合は，使用を中止し，すぐに職員へお知らせください。

5．陶芸窯の周囲には、燃えやすい物や活動に必要のない物を置かないでください。

6．使用中や焼成後は，やけどなどに十分注意してください。

7．準備，後片付け，清掃は利用時間内にお願いします。

8．備品や道具は丁寧に取り扱い，使用後は元の場所へ戻してください。

9．私物や団体の持ち物を，許可なく施設内に置いたままにしないでください。

10．粘土や釉薬などで汚れた場所は，きれいに清掃してください。

11．制作や作業で出たごみはお持ち帰りください。

12．路上駐車は，交通の妨げや近隣住民の迷惑となるため、ご遠慮ください。

13．施設内では，職員の指示に従ってください。

10 禁止事項

次の行為はご遠慮ください。

1．酒気を帯びた状態での入館

2．館内での飲酒及び酒類の持込み

3．団体活動に係る私物及び団体所有物品の無断保管

4．政治，宗教または営利を目的とする活動

5．敷地内での喫煙

6．陶芸窯を通常の陶芸焼成とは異なる方法で使用すること

7．暴力行為又は他の利用者への迷惑行為

8．公の秩序や善良な風俗を乱す行為

9．その他，施設の運営や安全な利用に支障を及ぼす行為

※禁止事項に違反した場合は，施設の利用中止，使用許可の取消しまたは団体登録の取消しを行うことがあります。

お問い合わせ

施設	所在地	電話番号
柏寿荘	柏市船戸山高野 535-2	04-7131-9511
南部老人福祉センター「かたくりの里」	柏市藤心 293-1	04-7176-6151
沼南老人福祉センター「いこい荘」	柏市塚崎 1356	04-7192-1401